

国立大学法人和歌山大学調達物品機種選定委員会要項

制 定 昭和59年11月27日

最終改正 令和 8年 3月27日

(趣旨)

第1条 国立大学法人和歌山大学において調達する教育・研究用機器等及び事務用機器等の機種選定については、この規程の定めるところによりその都度機種選定委員会（以下「委員会」という。）を設け物品調達の適正化を図るものとする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、予定される価格が1件500万円以上のものを対象として機種選定を行い、機種選定理由書（別紙様式1）により物品を購入する学部等、基幹、機構、附属機関及び事務局（以下、「部局」という。）の長に答申し、契約担当役に提出する。

(組織)

第3条 委員会は、別表に定める委員をもつて構成する。

(委嘱)

第4条 委員は、別紙様式2により、当該部局長が委嘱する。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、委員の互選により選出する。

(事務処理)

第6条 委員会に関する事務は、予算配当部局において処理する。

附 則

この規程は、昭和59年11月27日から施行する。

附 則（平成元年3月3日一部改正）

この改正規程は、平成元年3月3日から施行する。

附 則（平成元年7月7日一部改正）

この改正規程は、平成元年8月1日から施行する。

附 則（平成7年3月27日一部改正）

この改正規程は、平成7年4月1日から施行する。

附 則（平成7年9月22日一部改正）

この改正規程は、平成7年10月1日から施行する。

附 則（平成9年6月5日一部改正）

この改正規程は、平成9年6月5日から施行し、平成9年4月1日から適用する。

附 則（平成10年4月1日一部改正）

この改正規程は、平成10年4月9日から施行する。

附 則（平成11年4月1日一部改正）

この改正規程は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成12年4月21日一部改正）

この改正規程は、平成12年4月21日から施行し、平成12年4月1日から適用する。

附 則（平成13年3月30日一部改正）

この改正規程は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成15年4月21日一部改正）

調達物品機種選定委員会要項

この改正規程は、平成15年4月21日から施行し、平成15年4月1日から適用する。

附 則（平成16年4月1日一部改正：法人和歌山大学規程第133号）

この改正要項は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成17年3月31日一部改正：法人和歌山大学規程第412号）

この改正要項は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成18年5月10日一部改正：法人和歌山大学規程第521号）

この改正要項は、平成18年5月10日から施行し、平成18年4月28日から適用する。

附 則（平成19年6月1日一部改正：法人和歌山大学規程第643号）

この改正要項は、平成19年6月1日から施行する。

附 則（平成19年11月1日一部改正：法人和歌山大学規程第693号）

この改正要項は、平成19年11月1日から施行し、平成19年10月1日から適用する。

附 則（平成20年3月31日一部改正：法人和歌山大学規程第772号）

この改正要項は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成22年6月25日一部改正：法人和歌山大学規程第1069号）

この改正要項は、平成22年7月1日から施行する。

附 則（平成24年3月30日一部改正：法人和歌山大学規程第1285号）

この改正要項は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月28日一部改正：法人和歌山大学規程第1506号）

この改正要項は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月25日一部改正：法人和歌山大学規程第1794号）

この改正要項は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月22日一部改正：法人和歌山大学規程第2152号）

この改正要項は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月29日一部改正：法人和歌山大学規程第2569号）

この改正要項は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和8年3月27日一部改正：法人和歌山大学規程第2906号）

この改正要項は、令和8年4月1日から施行する。

別表

機器別	対象金額	委員数	委員の構成組織
教育・研究用機器等	500万円以上 1,000万円未満	3名以上	(イ) 当該物品を使用することが予定されている者1名以上 (ロ) 予算配当部局の事務を所掌する課長若しくは参事役又は副課長、主幹、学務課各学部分室長若しくは専門員 (ハ) 上記以外の者で当該物品について専門的な知識を有すると認められる者 上記(イ、ロ)又は(イ、ロ、ハ)で構成
	1,000万円以上	4名以上	同上
事務用機器等	500万円以上 1,000万円未満	3名以上	(イ) 当該物品を主として使用する部課等の長又は使用責任者1名以上 (ロ) 予算配当部局の事務を所掌する課長若しくは参事役又は副課長、主幹、学務課各学部分室長若しくは専門員 (ハ) 上記以外の者で当該物品について専門的な知識を有すると認められる者 上記(イ、ロ)又は(イ、ロ、ハ)で構成
	1,000万円以上	4名以上	同上

